

# 三鷹市スポーツ少年団本部規程

昭和 39 年 12 月 22 日 制定

平成 8 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 改正

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 本団は、三鷹市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)規約第 7 条に定める三鷹市スポーツ少年団本部(以下「少年団本部」という。)という。

### (事務所)

第 2 条 少年団本部事務所は、三鷹市スポーツ協会事務局内に置く。

### (目的)

第 3 条 少年団本部は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツ少年団の普及と奨励を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

### (活動)

第 4 条 少年団本部は、前条の目的を達成するため下記の活動を行う。

- (1) スポーツ少年団活動の普及奨励及び育成
- (2) 各種スポーツ活動の普及及び体力テストの実践
- (3) レクリエーション活動及び奉仕活動の普及奨励
- (4) 文化学習活動の奨励
- (5) 少年団相互及び他団体との交換交流
- (6) その他、少年団本部の目的達成に必要な活動

## 第 2 章 登録

### (構成)

第 5 条 少年団本部は、加入登録のあった三鷹市内で結成したスポーツ少年団とその育成集団及びスポーツ協会などをもって構成する。

### (加入登録)

第 6 条 少年団本部の加入登録は、別に定める登録用紙により登録料を添えて行うものとする。

- 2 前項により少年団本部に加入登録したスポーツ少年団は、日本スポーツ少年団に登録するものとする。

### (有効期間)

第 7 条 少年団本部加入登録の有効期間は、加入申込みの日からその年度の末日までとし、毎年度これを更新する。

- 2 更新の方法は前条に定めるところによる。
- 3 日本スポーツ少年団の登録についても同様とする。

### 第3章 役員

#### (役員)

第8条 少年団本部に、下記の役員を置く。

- (1)本部長 1名
- (2)副本部長 2名
- (3)常任委員 若干名
- (4)委員 若干名

#### (役員を選出)

第9条 第5条に定める少年団本部の構成団体から、それぞれ2名の委員の推薦を受け、委員会を構成する。

- 2 少年団本部長及び同副本部長は、委員の中から委員会において選出する。
- 3 少年団本部常任委員は、委員の中から本部長が委員会の同意を得て委嘱する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第4章 会議

#### (委員総会)

第10条 少年団本部長は、毎年1回定期委員総会を招集し、次の事項を審議承認する。必要がある場合は、臨時に委員総会を招集する。

- (1)事業計画及び事業報告
- (2)予算及び決算
- (3)その他、少年団本部の運営に係わる重要事項

#### (常任委員)

第11条 常任委員会は、少年団本部長、同副本部長及び常任委員で構成し、必要に応じて委員会を開催する。

- 2 常任委員会は、スポーツ協会理事1名を推挙するとともにスポーツ協会との連絡協調に基づき少年団本部の業務を執行する。

### 第5章 会計

#### (会計)

第12条 少年団本部の会計は、加入団体が納入する登録料、スポーツ協会拠出金、寄付金、補助金その他の収入によって支弁する。

- 2 加入団体の納入する登録料の額は、委員総会で定める。

#### (会計年度)

第13条 少年団本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑則

### (規程の改廃)

第14条 この規程は、スポーツ協会の理事会の承認を得て制定し、規程の改廃は、少年団本部委員会の要請に基づきスポーツ協会の承認を受けて行う。

### (委任)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、少年団本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 従前の三鷹市少年団本部規程は、この規程の施行により廃止する。
- 3 この規程による最初に選出される役員の任期は、第9条第4項の規定にかかわらず1年とする。

### 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。